子どもの権利･教育･文化 全国センター

ニュース　第72号　2022年8月5日

子どもの権利･教育･文化 全国センター

〒102-0084 東京都千代田区二番町12-1　全国教育文化会館5F
TEL 03-5211-0133　FAX 03-5211-0134
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　https://kodomo.p-web.biz/
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　kodomo@kodomo.p-web.biz

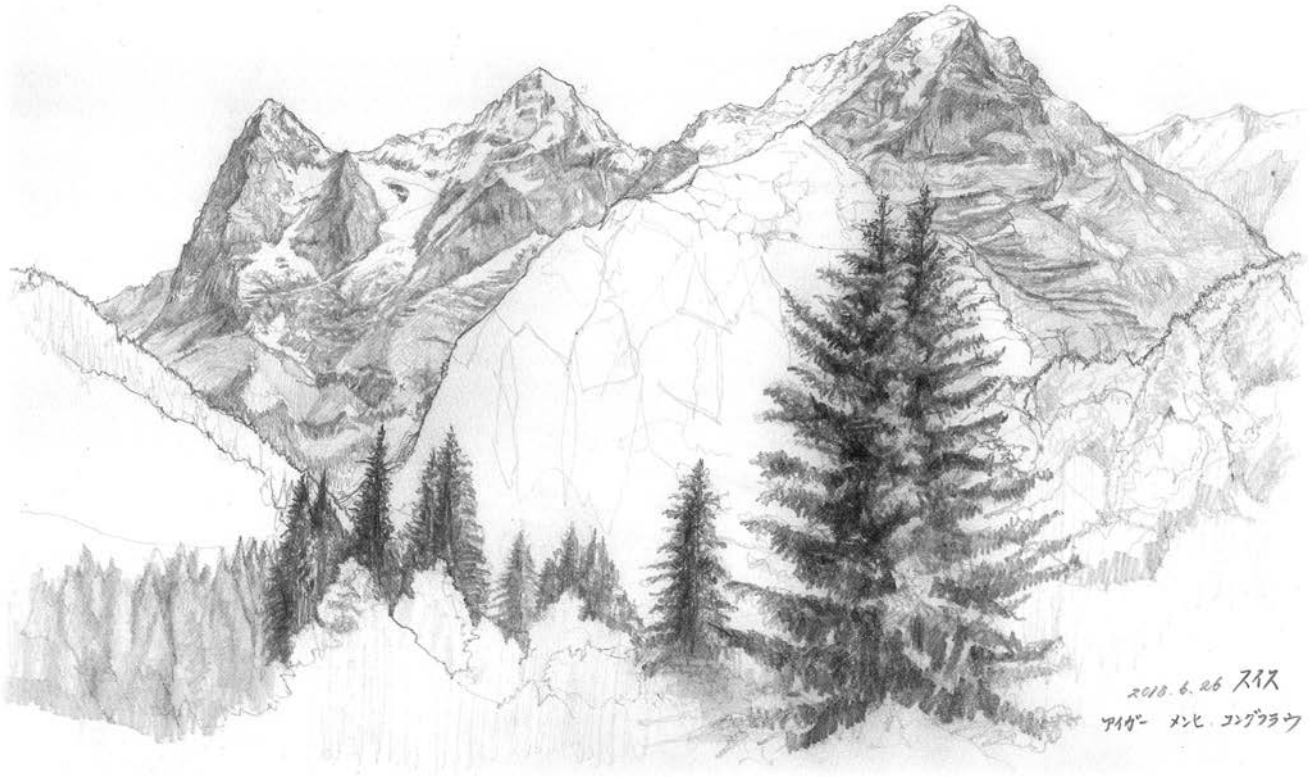

画・岡本正和（元山口県小学校教員）

子どもたちにゆたかな「子ども時代」を！
いのちが大切にされる社会に！

総会特集

子どもの権利・教育・文化 全国センター は、2022 年６月 25 日（土）13 時 30 分より、全国教育文化会館にて 2022 年度総会を開き、オンラインを含め 40 名が参加しました。

司会：池田亮子さん（新日本婦人の会）、小林善亮さん（自由法曹団）
開会あいさつ：中村雅子さん（子ども全国センター代表委員、民主教育研究所代表運営委員）
お話：子どもの権利と「こども家庭庁」～すべての子どもに「最善の利益」の保障を～
末冨芳さん（日本大学教授）
総会議事：2021 年度の活動総括、決算、および 2022 年度の活動方針、予算、運営体制を承認
閉会あいさつ：宮下直樹さん（子ども全国センター代表委員、全日本教職員組合中央執行委員長）

末冨芳さんのお話の概要と、2022 年度活動方針を掲載します。

「こども家庭庁」「こども基本法」は、子どもの権利の実現につながるか　～2022 年度子ども全国センター総会～

子どもの権利・教育・文化　全国センターは、6 月 25 日に 2022 年度の総会を開催しました。内閣府の「子供の貧困対策に関する有識者会議」のメンバーでもある末冨芳さん（日本大学文理学部教授）を迎え、「こどもの権利と『こども家庭庁』」についてお話いただきました。

以下、講演の要旨と質疑の内容を紹介します。

こどもの権利と「こども家庭庁」

お話：末冨芳さん（日大教授）

こども基本法成立への経緯

子どもの権利条約の批准からこども基本法成立まで約 30 年。この間、子どもの権利の基本法が特別に必要だと主張してきた。なぜか。子ども・若者の自殺が増えているが、その理由は「不明」が一番多い。自分の思いを聞かれることもなく、死を選ばなければならない。こうした状態をなくすためにも、子どもの権利を基盤とした政策・制度をしっかり打ち立てる必要があると思った。

最初の契機は 2016 年の児童福祉法改正だった。「権利条約の精神にのっとり」「意見の尊重」などが明記された。その後、2016 年の教育機会確保法、2019 年の子どもの貧困対策法にも反映されたが、個別の法律の改正だけでは、財源の確保や子どもに届く政策の抜本的拡充はできないと考えた。

そこにコロナ禍。全国一斉休校は大きなショックだった。子どもの生命・幸せ・権利が為政者によって簡単に置き去りにされたと考え、貧困対策を繰り返し求めた。その中で、自民党にも「何とかしなければ」と思う議員がいることを知った。しかし、岸田政権に交代してから動きが停滞し始めた。与野党による「こども基本法成立を求めるプロジェクトチーム」を立ち上げた。

こども基本法の論点

「理念法」として一定の条件はクリアしていると思うが、問題はある。生命・生存・発達に関する権利が明確でないこと。「教育基本法の精神にのっとり」という文言があること。一部に「こども基本法と教育は関係ない」という言説があるが、そうではない。「こども基本法の精神を教育でも重んじる」ことが法の建前である。

大きな問題は、父母や家庭の責任が強調されすぎていること。これ以上、子育てする親たちを追いつめる社会であってはならない。改正の時に、再検討が必要。

こどもコミッショナーの見送りは、ある程度妥当な判断。なぜか。国と地方の役割分担が明確でない。誰がそれを担うのか、公平性と透明性という 2 つの原則が強調されていた。また、こどもコミッショナーとこどもオンブズパーソンだけでは、すべての問題をカバーしきれない。大人が方針を作り、どの場も、子どもの相談にのれる、安心できる場にしていかなければならない。そのロードマップが描けないまま、法が制定されてしまった。今後、こども家庭審議会の機能を検証しながら、国・地方での体制整備が重要だ。

こども家庭庁について

具体的なことはまだほとんど決まっていない。大事なことは､財源と人員と子どもの権利の基本法があること。右上の２つの資料は、NHK の取材にこたえてまとめたもの。子ども政策担当大臣は、文科省など他の省庁に勧告権をもつ。職員 300 人は少ない。子どものための人員をもっと増やすべきだ。

Ⅲ．2022 年度の取り組み方針

１．憲法改悪を許さず、憲法 9 条を生かして、子どもたちとともに平和な未来をつくるとりくみを広げます

(1) 憲法 9 条を生かして平和な未来をつくるため、改憲阻止の運動に全力をあげます。

①ロシアのウクライナ侵攻に乗じて「武力には武力」「核共有」などの主張に反対し、憲法改悪につながるあらゆる策動を許さない運動に全力をあげます。国会の憲法審査会等の動きを注視し、違憲立法である「戦争法」「特定秘密保護法」「共謀罪法」「土地利用規制法」の廃止を求めます。

②総がかり行動実行委員会や「9 条改憲ＮＯ！全国市民アクション」「9 条地球憲章の会」などの活動に連帯し、「子ども・青年を戦場に送らない」とりくみを強めます。

③「教育子育て 9 条の会」はじめ、職場・地域の「○○9 条の会」などと連帯し、「憲法カフェ」や署名、宣伝活動など、草の根からの運動を強めます。

(2) 憲法 9 条改悪と一体の 26 条・89 条改悪に反対し、憲法と児童憲章、子どもの権利条約を生かした教育と社会の実現を求めるとりくみをすすめます

①高校生・若者向けリーフ「未来をつくるのはわたしたち」「憲法ってなに？わたしにも何かできる」「やっぱり平和がいいね」「大切にしたいのは、平和」「いのち守りたい」を活用し、憲法・子どもの権利条約をいかした社会をともにつくろうと呼びかけるとりくみを広げます。

②「高校生憲法アンケート」の結果を活用し、子どもたちの願いにこたえるとりくみをすすめます。

③さまざまな場で、子どもの発達段階に合わせ、憲法と子どもの権利条約にもとづく主権者教育や平和教育が行われるよう、学習と交流をひろげます。

２．憲法と児童憲章、子どもの権利条約にもとづいて、子どもの権利を守る教育と社会の実現をめざし、共同のとりくみを広げます

(1)「国連子どもの権利委員会」の「コロナ緊急声明」や、「子どもの権利条約 31 条の会」声明、「子どもの権利条約市民 NGO の会」声明、「日本子どもを守る会」声明などをいかし、引き続くコロナ禍のもとで、子どものいのちと安全を守り、ゆたかな「子ども時代」を過ごすことができるよう、とりくみと交流を広げます。

(2) 新たに設置される「こども家庭庁」が、子どもの権利条約にもとづいてすべての子どもの権利を実現するための実効ある施策を推進すること、そのために子ども・教育関連予算を大幅に増額することを求め、とりくみを強めます。

(3) こども基本法にもとづき策定される「大綱」と各自治体の「計画」に、子どもの権利実現のための実効ある施策が盛り込まれるよう要求し、とりくみを強めます。

(4) 各自治体に、子どもの権利を実現するための「子ども基本条例」制定や「子どもコミッショナー」等の設置を求めるとりくみを広げます。

(5) 憲法・子どもの権利条約をいかした教育の実現をめざすとりくみをすすめます。

①新学習指導要領・幼稚園教育要領、「道徳の教科化」、「教育勅語」容認、教科書検定・採択制度の改悪など、今日の教育政策の危険なねらいを学習し、子どもから出発する「子どものための教育」をすすめるための共同のとりくみをすすめます。

②「Society5.0 に向けた人材育成」「令和の日本型学校教育」「GIGA スクール構想」等にもとづく教育の ICT 化と民間産業の教育への参入、「教育 DX」について、子どもの発達と学習保障、健康保持、個人情報保護、教育格差是正の立場から議論を深め、問題をあきらかにしてとりくみを強めます。

③子どもたちを競争に追い立てる「学力テスト体制」の実態を明らかにし、悉皆による各種「学力テスト」「体力テスト」の中止を求めるとりくみをすすめます。

(6) 憲法と児童憲章、子どもの権利条約にもとづき、保育労働者の職員配置基準や労働条件の改善はじめ、保育と学童保育の充実を求めます。

(7) 憲法と児童憲章、子どもの権利条約の精神にのっとり、子どもの品位を傷つけるあらゆる行為の禁止、「子どもの最善の利益」の保障を求めてとりくみます。

①いじめ、自殺、「非行」、体罰、虐待、子どもをとりまく貧困と格差、「ヤングケアラー」の増加など、子どもと教育に関わる課題について学習と討論を広げ、とりくみをすすめます。

②社会問題化している理不尽な校則や服装・頭髪への過剰な指導について、子どもと保護者、教職員が共同の議論を通じて、憲法と児童憲章、子どもの権利条約の視点で問い直し、改善するとりくみを広げます。

③少年法「改正」による 18～19 歳の厳罰化に反対し、少年の健全な育成を期する少年法の目的・理念に合致した適正な運用を求めます。

(8) ジェンダー平等の視点で子育て・教育のあり方を問い直し、誰もが性別にとらわれずに自分らしく生きることのできる社会の実現をめざします。

(9) あるべき家庭像をおしつけ、国家や地方公共団体が子育て・家庭教育に介入する「家庭教育支援

法案」に反対し、国会に提出させないとりくみを強めます。各自治体での「家庭教育支援条例」制定に反対します。

(10)「職場体験学習」や「防災教育」の名を借りた自衛隊による学校教育への介入やリクルート活動の強化に反対し、防衛省や関係行政に中止を求めます。自治体に対する自衛官募集への協力おしつけに反対します。

(11) 子どもや保護者、子育て・教育にかかわる様々な要求を集約し、こども家庭庁および文科省等に要請します。

3．すべての子どもの「教育への権利」を保障し、ゆきとどいた教育がすすめられるよう、教育予算の増額を求めるとりくみを広げます。

(1) 概算要求期にむけた「えがお署名」や、「ゆきとどいた教育を求める全国署名」のとりくみを広げ、公財政支出の対 GDP 比を OECD 平均まで引き上げるよう、教育予算の増額を求めます。

(2)「＃めざせ 20 人学級」をはじめとした共同のとりくみを広げ、小・中・高すべての学年において、国の責任による少人数学級の実現を求めます。

(3)「教育の無償化」実現のため、幅広い共同をすすめます。

(4) 教職員の長時間過密労働をなくし、子どもたち一人ひとりが大切にされる教育が行われるよう、「＃せんせいふやそう」キャンペーンを広げます。

4．児童憲章の意義を再確認するとともに、子どもの権利条約をひろめ生かすとりくみをすすめます

(1) 改訂版「子どもの権利ノート」や「子どもの権利条約市民・NGO の会」作成の『国連子どもの権利条約と日本の子ども期―第 4・5 回最終所見を読み解く』、『日本における子ども期の貧困化～新自由主義と新国家主義のもとで』などを活用し、国連子どもの権利委員会「日本政府第 4・5 回統合報告に関する最終所見」(2019 年 3 月 5 日）についての学習・論議を広げ、子どもの権利条約を生かすよう、日本政府に対するとりくみをつよめます。

(2) 子どもの権利条約の精神を学び、広げるとりくみをすすめます。そのため、改訂版「子どもの権利ノート」やブックレット「子どもをみるまなざしを問い直す」、リーフレット「子どもの権利条約批准 20 年　今、子どもたちは」などを活用・普及します。

(3) 日本子どもを守る会『忘れていませんか？ 児童憲章』を活用・普及し、児童憲章をひろめ生かすとりくみを強めます。

(4) 子どもの権利条約を子どもたちに知らせるとりくみを広げます。

(5)「子どもの権利条約市民・NGO の会」のとりくみに積極的に参加、協力します。

5．共同を広げるとりくみをすすめます

(1) 子どもの声を聴き、その願いにこたえる「子どものための教育」をすすめるための“輪”を広げます。

(2)「子育てカフェ」「教育カフェ」「しゃべり場」など、子育て・教育への思いを語り合い、支え合う場を、身近なところにつくるとりくみを広げます。

(3) 地域の中で子どもと文化を育てる活動や通学路の安全を守る運動、「貧困と格差」の解消はじめ、さまざまな問題にとりくむ団体・個人が一緒に交流し、共同して運動するとりくみを広げます。

(4) 学校統廃合、「小中一貫校」「義務教育学校」「コミュニティスクール」の設置、政治・行政からの教育介入、教科書問題などに対し、地域での共同の論議ととりくみをひろげ、文科省・地方教育行政への要請を行います。

(5) 子どもをとりまく文化・メディアの改善を求めるとりくみをすすめます。

(6)「教育のつどい 2022」実行委員会に参加し、子ども・若者・保護者・市民・教職員・教育関係者がともに悩みを語り、知恵を出し合って支え合い、憲法・子どもの権利条約にもとづく教育をすすめるための議論を広げます。

(7) 全教・民主教育研究所とともに「語ろう！子どもと教育、参加と共同の学校づくり・教育課程づくり交流集会」(2023 年 2 月 26 日・東京）を開催します。

(8) 日本子どもを守る会などとともに「第 67 回子どもを守る文化会議」(12 月 3 日・東京）の成功に向けたとりくみへの協力を強めます。

(9) 教育子育て九条の会主催「憲法と子育て・教育を考えるつどい」全国交流集会の成功に向けたとりくみに協力し、参加します。

6．子ども全国センターの情報発信を強化します

(1) 地域・団体のとりくみが交流できるよう、全国に情報を発信します。

(2) ニュースの発行体制を強化し、総会の特集号を含め年 4 回の発行をめざします。

7．次の各種実行委員会などに参加し、分担金の拠出を行います

(1) 第 66 回日本母親大会（10 月 15～16 日・群馬／埼玉）

(2) 第 67 回子どもを守る文化会議

(3) 子どもの権利条約市民 NGO の会

(4) 人権と民主主義をめざす教育ネットワーク

下の表は、こども家庭庁を構成する３つの部門の基本方針をまとめたもの。

＜企画立案・総合調整部門＞
・子ども政策に関連する大綱を作成・推進 ・個々の子どもや家庭状況、支援内容等のデータベース整備
＜成育部門＞
・教育・保育内容の基準を文科省と共同で策定 ・「日本版 DBS（＝英国司法省管轄の犯罪証明管理および発行システム）」の導入を検討 ・「CDR（＝子どもの死亡事例に関する登録・検討システム）」の検討
＜支援部門＞
・虐待やいじめ対策 ・「ヤングケアラー」の支援 ・施設や里親のもとで育った若者らの支援

＜企画立案・総合調整部門＞に「こども大綱」が明記された。少子化対策、子どもの貧困、子ども若者対策の３つを１つにして「切れ目のない支援」をめざすという。「貧困対策は最前線で」と要求している。

賛否両論あるが「子どもデータベース」は、今バラバラになっている子どもの相談に関する情報と虐待に関する情報を、つなげることによって早期の発見と支援ができるというもの。プライバシーの保護、何のために使うのか、内閣府の委員会でも非常に多くの意見が出ていた。子どもたちのためによりよいデータ利用ができないか、検討していく必要がある。

＜成育部門＞で幼保一元化は見送られたが、質を高めていく。一番の期待は**＜支援部門＞**だ。

「財源！財源！財源！」

ただ、財源がないことが問題。これには与野党の合意が必要。先進国の中で日本だけが、「子どもを産み、育てにくい国だ」と回答する若い世代が増えている。出産費用の改善、子ども給付の総合パッケージをしていかなくてはならない。そのためには安定財源と歳出の話をきちんとしていくこと。子どもに関する人材も増やさなくてはならない。子どもの権利を最優先する国へと、今がスタートラインだ。

子どもの意見表明を基盤に

こども家庭庁は、「子どもを守る」ことも大切だが、子どもの意見表明を基盤に「子どもと進む」省庁になってほしい。文科省や厚労省、財務省も。だから「こども基本法」が必要なのだ。ここからが本番。本当に、子どもの声は聞かれているのか？　大人はもっと子どもの声を聞こう。政策は、子どもへの直接効果が高いことからやっていく。子どもを産み、育てていけば、親も辛い時期がある。子どももたくさんの失敗を繰り返す。いつつまずいても、誰かが手を差し伸べたり、自分で立ち上がるのを見守ってくれたりする社会になってほしい。

８月、９月の子どもの貧困対策の有識者会議に向け、意見書をまとめていこうとしている。せっかく子ども基本法ができたのだから、「こういうことが必要だ」と具体的に届かなければ、子ども若者からも届かなければ、政策は充実しない。こども家庭庁を推進してきた議員は、本気で財源を取りに行くだろう。与野党も「財源を取れ」と必死。子どもたちのために何をすればいいのか。子どもたち自身が何を必要だと考えているのか。今が、その声を届けるタイミングだ。いろんな大人、多くの子ども・若者が声を上げていくことが大切。

こども家庭庁が「できてよかった」で終わりではなく、もっと進化していかなければならない。子どもの権利とウェルビーイング、子ども・若者のための財源と政策のために、これからも子ども・若者の声を聞き、ともに考え進んでいただけるとうれしい。

質問にこたえて

Q:国連子どもの権利委員会の勧告や市民 NGO の会のレポートなど、政府は読んでいるのだろうか？

法成立のプロセスの中で、勧告やコロナ禍での声明などが届けられている。役人は読んで問題意識を共有しているが、政治家は読んだとしても認知のしかたが違う。「偏っている」という議員もいるが、それでもこども家庭庁を認めてくれたことは評価したい。最初から批判ではなく、「何がそんなに心配ですか？」と語りかける。子どもがこんなに大変な状況になっていてはいけない、子どもはもっと幸せになってほしい、という思いは共通。そこはわかり合えた。時間はかかるが、「子どもの権利をこんなふうに認めれば良い方向にいく」とわかれば変わっていく。そういう意味では大きな契機になったと思う。

Q:「家庭」を入れた意図は、支援というより「あるべき姿」の押しつけではないか。そのような主張と、どのように向き合ったらよいか。

相手の描く理想には、それなりの理由やその人なりの経緯がある。それを批判しても話は進まない。家庭が大事だとしても、親子ともにそれが苦しい場になっている原因は、若い世代の所得の減少と国民負担率の上昇。生活が苦しければ余裕をもって子どもと向き合うことができないと、データをもって説明をする。衣食住が足りていない子どもが何百万人もいるという実態を伝える。今でも個別の法律はあるが、より強い法律で財源をつけ、子どもを守り、よりよい社会にしたいと説明する。

このように、理念ではなく実態で争ってきた。「忍耐と寛容」ってこういう時に試されるんだと思いながら、相手を批判して対話を打ち切ることはしなかった。子どもたちをよくしたい。そのためにこういう政策がいる。その基盤がこども基本法なのだ、と話してきた。理念の対立にしない、子ども・若者のための対話にすることで、対話のテーブルがなりたっていくのだと思った。

Q:「こども」の「こ」がひらがなになっているのは？

祝日法の「こどもの日」に合わせたそうだ。「こども」「子ども」「子供」と 3 種類あるが、報道などでも、法律用語以外は「子ども」を使うのが一般的か。

Q：議員立法と閣法の違いは？

自民党がめざしていたのはこども家庭庁の設置だけだったので、子どもの権利の基本法がなければ、各省庁に対して政策を打ち、予算をとる権限もないと訴えてきた。

2021 年の総選挙のあと、「子どもの権利を法律にするのは何事だ」という保守派の強い主張もあって、閣法はありえなくなった。一方で、こども基本法は理念法だから、与野党で協議しながら、議員立法として作るべきだという理想もあった。有識者会議の中で「子ども基本法がいる」との発言も複数あり、年末の閣議決定に盛り込まれた。この間のロスがなければ、もう少し与野党協議が進められたのではないか。最後は自・公で急いで作られた。5 年後の改正は、与野党の協議を深め、さらに進化させていきたい。

Q：政府は子どもの声を聞く機会は作ったのだろうか

「子ども政策に関する有識者会議」のヒアリングで、子どもの声を聞いた。子どもの権利の実現にとりくんでいる団体や、そこから推薦された子どもの声が出された。子どもの願いの一番は「お金がない」ということ。「楽しいと思える学校にしてほしい」「意見を言える場を作ってほしい」「休みたい」「他の子と比べられるのは嫌」など。医療ケア児や障害を持った子ども、もう少し多様な子どもの声も聞ければよかったと思う。

このように子どもの声を聞いて条例を作ることを、各地方でも始めていけば、よりよく変わっていけると思う。